

美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和2年2月25日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

1 監査の概要

(1) 本監査は、美里町監査基準に基づき実施した。

(2) 監査の種類

定期監査（令和元年度会計）

(3) 監査の対象

教育委員会部局を対象に、美里町の行政事務事業を執行する各部門全般にわたり、その所掌する事務及び歳入歳出の執行状況の確認を行い、監査を実施した。

(4) 監査の評価項目

歳入の確保は順調であったか。収支の均衡に影響は無かったか。事務事業執行及び予算執行に当たっては適正かつ、効果的に行われたか。計数管理の面においては違算、誤謬等なかったか等に注目した。

また、平成30年度に不適正な事務処理として報告された事項については、令和元年度において適正に処理されているか、再発防止策は効果を発揮しているか等に注目した。

(5) 監査の実施内容

美里町の行政事務事業を執行する、各課各部門全般にわたり、その所掌する事務及び歳入歳出の執行状況の確認を行い、監査を実施した。

(6) 監査の実施場所及び日程

南郷庁舎庁議室

令和2年2月6日

## 2 監査の結果

(1)「1 監査の概要」記載事項のとおり監査した限りにおいて、是正又は改善が必要であると判断される事項は次のとおりである。

### 週休日の振替等命令について

週休日の振替等命令において、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年規則第22号）で規定される期間を超過して週休日の振替がなされた事案が確認された。

週休日の振替等命令に当たり、条例及び規則を遵守することを徹底されたい。

### 起案文書の処理について

起案文書の処理において、完結された文書の起案票に決裁日及び施行日が記載されていないものが確認された。平成30年度においても指摘した事項であるが、改善が徹底されていないように見受けられる。

起案文書は、決裁後に決裁日、施行後に施行日を記載することを徹底されたい。

### 検査通知書について

契約業務において、業者から送付される検査通知書の日付が鉛筆で記入されているものが確認された。

検査通知書は、日付が記入されているものを収受するよう徹底されたい。

### 契約事務チェック表について

契約事務チェック表は、事務手続きが進捗する都度チェックすることが望ましいものと考えられる。契約事務チェック表の活用方法の見直しを検討されたい。

(2)(1)に記載した事項を除き、「1 監査の概要」記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令に適合し、正確に行われているものと認められる。